

第11回 北陸地方整備局との意見交換会 議事要旨

日時:平成 22 年6月 10 日(木)13:30~15:30

場所:朱鷺メッセ

I. 要望事項と回答

【要望事項1】全国コンクリートカッター工事業協同組合北陸支部

○公共工事の早期発注のお願い

ここ数年、政府の施策として、公共工事の前倒し発注により経営が保ててきたが、現在は我々の望むような公共工事が発注されていない。このままでは疲弊していく。国土交通省にはさまざまな対策を打っていただいているが、まずは公共工事の早期発注をお願いしたい。

—回 答—

〔企画部〕

- ・厳しい雇用情勢や地域経済の状況等を踏まえ、できるだけ、速やかで切れ目のない事業執行に心がけてまいりたい。
- ・昨年度は「戦後最大の前倒し」といったテーマもあったので、今年度の4月、5月の公共工事の動向をみると、昨年度に比べれば若干少ないようである。特に、県が少ない状況である。
- ・新政権になって、各発注機関にもとまどいがあることと思うが、早い段階で遅れていた発注が回復してくるのではないかと期待している。
- ・いずれにしても、今年度については、直轄だけでなく、県や市町村、NEXCOなどの発注機関が連携をとりながら、地域経済の影響を最小限にとどめるべく、地元を意識した発注を心がけてまいりたい。

【要望事項 2】 新潟県鉄骨工業組合

○公共工事の入札について

- ・昨年度の建築鉄骨需要は、400万トンを割った。対前年度比約34%減であり、42年ぶりの低水準だった。ピーク時の3分の1である。このため、当組合の会員企業は、工場の稼働率低下や工場縮小・閉鎖など、ますます深刻さが増している。
- ・さらに、最近の鉄鉱石の値上がりに伴い、鋼材価格が上がり、採算がますます厳しい。
- ・元請の過当競争を助長しないよう、低入札価格調査基準価格を引き上げるなどの方策を採っていたが、元請から下請に対して適正な価格での発注がなされるよう、指導・監督をお願いしたい。

— 回 答 —

〔企画部〕

- ・ダンピングや低入札は、品質確保の観点から懸念しているところである。
- ・そこで、平成 20、21 年度と、低入札価格調査基準価格を引き上げたところである。また、平成 19 年度には、施工体制確認型総合評価方式を全面的に適用した。
- ・低価格で応札しようとした会社には、徹底的にヒアリングをして、本当にその体制で工事ができるのかどうか、支払ができるのかどうか、などについて聞いた。
- ・結果的に、そういう会社は工事の施工体制等に疑義が生じて、なかなか落札できない仕組みになっている。
- ・一方、落札した会社については、平成 14 年度から実施しているが、施工体制に関する全国一斉点検を行うことにより、着実に効果が上がっていると思われる。
- ・結果的には、落札率については、平成 19 年度 88%台に落ち込んでいたが、その後上昇し、21 年度は 90.6%にまでなった。
- ・低入札の落札件数について、21 年度は4件しかなかった。全工事件数が 1109 件なので、0.4%である。かつては1割台だったので、ほとんど低入札は排除されてきている状況である。
- ・今後とも、今に満足せず、さらなる改良を進めていきたいと考えている。

【要望事項 3】 日本建設大工工事業協会新潟県支部

○元下間の工事請負契約実施に関する件

- ・近年、下請発注に際して金額表示もなく着工を強要される状態にあり、単価表示や契約締結を要求しても応じてもらえない場合が大半である。
- ・ほとんどが着工後に(かなり工事が進捗してから、なかには工事終了近くか、稀には工事終了後)、事前に打ち合わせた額よりも大幅ダウンの表示をされる場合がある。
- ・建設業法第18条および19条の3で保証されている権利は守っていただきたい。
- ・コンプライアンスの精神を活かし、元請業者に指導を徹底していただくようお願いするものである。

— 回 答 —

〔建政部〕

- ・法令遵守推進本部の活動の中でも、「元下間の契約の適正化」は大きな一つの観点である。
- ・昨年度、立入調査等を102件実施した。大臣許可業者においても、何らかの文書勧告をしたのが44社であった。
- ・昨年11月には、「下請取引における法令遵守の徹底について」の依頼を、大臣許可業者に対して通知した。
- ・要望事項のようなケースが発生した場合には、駆け込みホットラインへの通知も行っていたきたい。
- ・このような我々の取組の対象は、大臣許可業者ということになるが、地方自治体に対しても情報提供しており、お互い協力しながら、県知事許可業者にも立入調査を実施している。
- ・個別的な事情は言いにくい面があるかもしれないが、要望事項のようなケースは、ぜひ通報していただきたいと思う。

【要望事項 4】日本建設大工工事業協会新潟県支部

○設計労務単価の不公平是正に関する件

- ・型枠大工の設計労務単価について、平成12年度、対前年度比で新潟県では1日7,400円のダウンであったが、隣接の富山県では同1,400円、石川県では同2,800円のダウンとなっている。
- ・これについて、経済調査会やコスト研等に説明を求めたが、明快な回答はない。
- ・春闘では、1ヶ月1000円のベースアップを求めてストライキを起こさんばかりである。それが、1日に7,400円のダウンということは1ヶ月にして17万円、年にして200万円以上の差が出ることになる。
- ・最近の設計労務単価の結果を見ても、富山県との差額が1日2,000円もあり、改善されていない。このような不公平な調査では、職人のプライドが傷つく。ぜひ是正をお願いしたい。

—回 答—

〔企画部〕

- ・要望事項の件に関しては、平成 21 年3月に「公共工事設計労務単価のあり方検討会」が、報告をまとめている。その中の論点は5つある。
- ・1点目は「労務費調査等の改善」、2点目「積算のさらなる適正化」、3点目「入札契約の適正化」、4点目「元請下請関係の適正化」、5点目「労働条件の確保・改善」となっており、関係機関がさらなる検討を進めていくとなっている。
- ・発注機関としては、ダンピングを防止するべく、低入札対策をしっかりとやっていくことが最も重要だと思う。
- ・ただ、我々だけが低入札対策を行っても限界がある。公共工事の発注機関で構成する「発注者ブロック協議会」で、発注機関が連携して対策を進める
- ・先ほども申し上げたとおり、平成 20、21 年度と低入札価格調査基準価格を引き上げたものの、市町村の中には、それに準じた見直しがなされていないところも多い。見直し率は 36%程度なので、ぜひ 100%にすべきだと思う。
- ・総合評価方式についても、市町村レベルではまだまだだと思う。導入率は 70%ぐらいだが、工事件数でいうと6%と低い。価格競争が主流だということである。
- ・将来にわたった品質確保という観点から、低入札を是正し、それが下請業者へのしわ寄せの是正につながると思う。

【要望事項 5】北陸建専連事務局長

○基幹技能者の有効活用について

- ・基幹技能者については、最近、講習認定団体が講習の実施に非常に積極的な状況である。
- ・平成20年4月に建設業法施行規則が改正され、経審で3点加算されることになった。
- ・10年ほど前、施工管理技士の取得が奨励され、相当数の人が取得した。1級はゼネコン、2級は専門工事業者が、それぞれ施工管理技士を取得した。
- ・その結果、1級施工管理技士が現場代理人になれるという位置づけができたものの、2級については位置づけがなされていないのではないかと。
- ・この基幹技能者も、2級施工管理技士の二の舞になる恐れがあるのではないかと。
- ・まずは、2級施工管理技士の位置づけをはっきりさせていただいた上で、さらに基幹技能者の活用方法をどうするのか、ご回答いただきたい。

—回 答—

〔建政部〕

- ・品質確保面など基幹技能者の役割については認識しており、一般技能者との差別化が必要であるというご要望も認識している。
- ・日建連の「優秀な基幹技能者には年収 600 万円」の提言もあり、また戸田建設等においては「1日 500 円の手当て支給」という話もある。
- ・そのようないろいろな取組を通じて、基幹技能者制度の定着化・固定化がなされていくものと期待している。

〔企画部〕

- ・施工管理技士の件だが、建設業法の中で、監理技術者や主任技術者の配置義務が規定されている。1級と2級の施工管理技士のはたすことのできる役割も決まっている。
- ・また、国交省の直轄の一般土木工事においては、1億6000万以上の工事においては1級、以下の工事においては2級の施工管理技士を置くことを求めているところである。
- ・したがって、2級施工管理技士の位置づけがされていないということではない。

—意 見—

〔北陸建専連事務局長〕

- ・全体的な整理をする必要があるのではないかと。国土交通省関係の資格としては、建築士、施工管理技士、基幹技能者がある。一方、厚生労働省には技能士がある。1級技能士の現場常駐を要求するゼネコンは多い。
- ・繰り返しになるが、建築士や1級施工管理技士は、一定の格づけがある。しかし、2級施工管理技士については、資格証明を示すよう、公共発注者やゼネコンから要求されたこともない。
- ・例えば、業種ごとに、「何平米以上の現場では基幹技能者が必要である」という明確な縛りを設けるべきである。そうでないと、企業の基幹技能者を奨励する動機が下がる。

Ⅱ. 自由討議

〔建専連会長〕

- ・基幹技能者制度について、国、ゼネコン、専門工事業者間で一生懸命普及に努めているところであると認識している。
- ・1級技能士などは、機運は盛り上がりつつも、いまひとつ明確な位置づけがなされなかったことも、過去には確かにあったと思う。
- ・したがって、この基幹技能者については、建専連あげてPR・普及に努めている。

〔企画部〕

- ・公共工事の土木工事に関して言わせていただくと、技能の伝承を維持・発展が最も重要なテーマである。そのためには基幹技能者制度は非常に重要と認識している。
 - ・人数的には地域偏在性・職種別偏在性があるが、制度的には位置づけられていこうと思っ
- ている。
- ・我々もそのような認識に立って、たとえば、下請業者の表彰制度なども実施している。昨年度、北陸で 15 団体表彰したところである。総合評価方式において、その表彰された団体(企業)に下請発注すると、加点されるという仕組みもないうる。
 - ・このように、技能を高めていくということについて、制度面から誘導していきたいと考えている。
 - ・専門工事審査型総合評価方式も試行している。これは、専門工事に特化して評価するというものであり、専門工事に係る費用や提案などを総合評価方式で見えていくというものである。
 - ・最終的には、このような制度を基幹技能者とドッキングさせた制度にできればと考えている。

〔建専連会長〕

- ・下請業者の表彰制度は、公共の建築工事にはないのか。

〔営繕部〕

- ・下請業者の表彰というのは制度としては建築工事についてもあるが、公共工事の建築工事は小規模な改修工事が多いので、実際に適応された実績が今のところはない。

〔局長〕

- ・そもそも基幹技能者制度は民間資格である。民間団体が業界の発展のために同制度に注力していることはすばらしいことなので、国土交通省としても応援しましょう、振興基金からも支援させましょう、というのが基本的なスキームである。
- ・したがって、基幹技能者の配置を法律上の義務付けとすることはできない。
- ・しかし、公共工事の場合は、公共発注者として業者にインセンティブを与えることはできる。
- ・民間工事においては、国として基幹技能者の配置を義務づけることができるかという、なかなか難しい。国はそんなことができる立場にはない。

- ・(民間工事については)専門工事業団体が日建連等の元請団体と話し合っていただく必要があると考える。

〔全圧連〕

- ・地域的、職種的な基幹技能者数の偏在性が解消できたら、国は基幹技能者をきちんと位置づけていただけると認識していたのだが・・・。
- ・我々団体では、貴重な時間と高いコストをかけて基幹技能者を増やしている。それは、国がきちんと基幹技能者を位置づけてくれると期待しているからだ。

〔副局長〕

- ・20年前、建設振興課で基幹技能者について担当していた。当時、大臣認定をした民間資格は、一定期間後、無くすという政府のルールがあった。
- ・平成2、3年ごろ、各団体はおのおの資格を設けて、2級施工管理技士以上の人材を育成するという機運・動きがあったと記憶している。
- ・平成7年の「建設産業政策大綱」でも、いろいろな民間資格(大臣認定)を業種横断的なものにして基幹技能者制度にしようという議論・流れがあったと思う。
- ・その後、振興基金が引き取って、基幹技能者制度推進協議会なども行われるようになり、機運が盛り上がっているところであるので、「国の支援が期待できないなら止める」というのではなく、ぜひ続けていただきたい。

〔建専連会長〕

- ・建専連としては、平成20年度に策定した「提言」の中で、基幹技能者の法的な位置づけを目指していくということで進めている。
- ・基幹技能者制度は、あくまで国土交通省が認定機関として認定しているという大前提がある。さらに、建設業法施行規則の改正で「経審の加点措置」を行っており、この流れは進んでいくと思われる。
- ・まだ、地域別、職種別に人数のバラツキがあり、現場常駐化が難しいということであれば、十分人数がいる地域・職種から常駐化をスタートしていただきたい。
- ・また、専門工事業向けの評価(経審)制度を設けていただきたいということも、国土交通省には要望しているところであり、動きは進んでいると認識している。
- ・国やゼネコンにお願いするだけでなく、我々自身も率先して、優秀な基幹技能者には評価・報酬を与えていこうと動いている。だから、国も、基幹技能者を現場常駐させる工事・機会をもっと提供していただきたい。
- ・民間工事において、国交省による義務づけが難しいのは理解しており、公共工事において発注者の立場での応援をお願いしたい。公共工事の取り扱いに民間工事が倣うのを期待している。

〔全庁連〕

・技能士については、昭和 20 年代に発足した制度だが、公共の建築工事では、未だに、現場に常駐する者の資格として取り入れられていないのではないか。

〔営繕部〕

・すべての建築工事においてではないが、建物工事の生命線になるような工種、例えば、防水工事などにおいては、特記仕様書において、技能士の常駐を求めているものあり、基幹技能者についても制度が浸透するにつれ、直轄の建築工事においても、だんだんと反映されるようになるのではないかと思う。

以 上